

■ 4条1項11号

不服 2018-5881

<本願商標>



第25類「被服，ベルト」及び第35類「被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，ハンカチ及び頭飾品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」 ※審判請求時に補正あり

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は，登録すべきものとする。

<原査定理由>



引用商標：

第25類「被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，運動用特殊衣服，運動用特殊靴」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は，・・・，同じ長さの右斜め及び左斜めの2本の斜線が，中央で90度の角度で「X」状に交わった図形を，横一列に4つ並べた構成からなるものであって，その並べ方は，「X」状の図形同士が，上線先端と下線先端との2か所で接するようにつながった構成態様となっており，全体として一体の幾何図形を表したものと認識，把握されるのが自然である。

そして，該幾何図形は，我が国において特定の事物を表したもの又は何らかの意味合いを表すものとして認識され，親しまれているというべき事情は認められないことから，本願商標からは，特定の称呼及び観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、・・・、やや肉太の欧文字「X」を、「XXXX」と横に4つ並べて書した構成様からなるところ、その構成文字より、「エックスエックスエックスエックス」又は「フォーエックス」の称呼を生じ、該文字は辞書等に載録された成語とは認められないものであるから、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標とを比較すると、外観においては、本願商標は、幾何図形を表したものであり、引用商標は、「XXXX」の欧文字を表したものであるから、外観上、幾何図形と欧文字の羅列では、明確に区別できるものである。

また、称呼においては、本願商標からは、特定の称呼を生じないのに対し、引用商標からは、「エックスエックスエックスエックス」又は「フォーエックス」の称呼を生じるから、称呼上、明確に聴別し得るものである。

さらに、本願商標と引用商標とは、共に特定の観念を生じないから、観念上、比較することができない。

したがって、本願商標と引用商標とは、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において明らかに相違するものであり、これらを総合的に勘案すれば、互いに相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標と引用商標とは非類似の商標であるから、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

珍しい類否判断のケースと言え、面白い審決だと思います。

本願商標「××××」は、「×」が4つではなく、「全体として一体の幾何図形を表したものの」と認定されている一方、引用商標「XXXX」は、「X」が4つと認定されています。そして、本願商標からは特定の称呼が生じない一方で、引用商標からは「エックスエックスエックスエックス」又は「フォーエックス」の称呼が生じるとされました。

その結果、両商標は、外観・称呼ともに相紛れることのない非類似の商標と判断されています。

しかし、本当に外観においても相紛れることはないものでしょうか。商標見本をよく見比べれば、それぞれ「×」と「X」であると判別可能かもしれませんが、実際の使用の際には、必ずしもこれらが大きく表示されるとは限らないでしょう。

特に、両商標の共通する指定商品が「被服」であることを考慮すれば、タグに使用される商標は小さく表示されることも少なくないと考えられますから、商品の需要者が両商標を十分に判別できるとは思えません。

ために両商標を小さく表示してみると、たしかに引用商標の方が、若干文字が濃いようにも感じますが、時と場所を異にして観察した場合に、これらが十分に判別できるとはやはり思えません。



また、引用商標から果たして「フォーエックス」のような称呼が自然と生じるかについても疑問です。

以上より、個人的には「非類似」という結論においては疑問が残りますが、今後、似たような構成からなる商標（たとえば、「○（マル）」と「O（オー）」や、「Z（ゼット）」と「乙（オツ）」など）の類否判断で悩んだ際には本審決が参考になりそうです。

（弁理士 永露祥生）

< 2018年11月12日 >